指名基準

第４０条の規定により、契約責任者が工事、製造、物件の売買その他の契約について、指名競争に参加する者を指名しようとする場合の基準を次のとおり定める。

（資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要がある場合）

第１　契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、竣工期限、物件の納入期限等を考慮する必要がある場合においては、工事等の施行場所、物件の納入場所等を考慮して、契約上有利と認められる者を指名することができる。

（特殊な工事、製造等について実績を考慮する必要がある場合）

第２　特殊な工事、製造等の契約について、その工事、製造等と同一の工事、製造等を他に施行した実績がある者に行わせる必要がある場合においては、当該実績を有する者を指名することができる。

（特殊な技術、機械等を必要とする工事等の場合）

第３　工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とする場合においては、当該技術、機械等を有する者を指名することができる。

（予定価格の金額により制限する場合）

第４　建設工事（土木建築に関する工事をいう。以下同じ。）に係る契約について、予定価格の金額により指名競争参加者を制限する必要がある場合においては、第７条第２項の規定による定め（一般競争参加者の資格制限）第４項に定める表の区分により参加資格を有する者を指名することができる。ただし、この場合において、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の１級上位若しくは２級上位又は１級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができるものとする。

（有資格者名簿による競争の特例）

第５　製造、販売、買受け、役務の提供等に係る契約について、当該資格を有する者の競争参加が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の１級上位若しくは２級上位又は１級下位若しくは２級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができる。

第６　前各項に定めるもののほか、不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮して指名することができる。

第７　学長は、契約責任者が、指名競争参加者を指名するにあたり、指名に関する意見を求めた場合において、その意見を表示すべき者として３人を指名しておくものとする。